

廃棄物とは

廃棄物は、私たち一人一人の活動によって排出されるので、大企業や工場だけでなくすべての事業所の活動に関係があります。また廃棄物の種類や処理方法も多様になっています。

廃棄物の適正処理をすすめるためには、まずその廃棄物がどのようなものなのかその種類について正確に知っている必要があります。

そこで廃棄物処理法では、「産業廃棄物」というものをまず種類別に分類し、それ以外の廃棄物を「一般廃棄物」として定義しています。

1 産業廃棄物

次の20種類に分類されます。

◎あらゆる業種から排出されるもの



産業廃棄物種類	内 容	例
(1) 燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰、焼却灰、すす、廃カーボン類、廃活性炭等
(2) 汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	有機性汚泥 製紙スラッジ、下水汚泥、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす等 無機性汚泥 浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、碎石スラッジ、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、ガラス・タイル研磨かす、スケール、スライム残さ、赤泥、建設汚泥等
(3) 廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂にかかるすべての廃油	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削油系廃油（水溶性、不水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等

産業廃棄物種類	内 容	例
(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液 (中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱う)	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液、炭酸飲料水、ビール等
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液 (中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱う)	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液、苛性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、ケイ酸ソーダ廃液、苛性カリ廃液等
(6) 廃プラスチック類	合成高分子化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃タイヤ、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす、合成ゴムくず等
(7) ゴムくず	天然ゴムくず (合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムのため廃プラスチック類）、エボナイトくず等
(8) 金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、半田かす、溶接かす等
(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く	廃ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
(10) 鉱さい		高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉱炉のノロ、ポタ、不良石炭、粉炭かす、鉱じん、鋳物廃砂等
(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
(12) ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等

◎業種が限定されるもの（業種指定外から排出されるものは一般廃棄物）

産業廃棄物種類	内 容	例
(13) 紙くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ③ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ④ 製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤ PCBが塗布され、又は染みこんだもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
(14) 木くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの ③ パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④ 輸入木材の卸売業に係るもの ⑤ 物品賃貸業に係るもの ⑥ 貨物の流通のために使用したパレットに係るもの ⑦ PCBが染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む）、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース業に係る木製家具、木製パレット等
(15) 繊維くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③ PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、くすまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	動物性残さ 魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等 植物性残さ ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、あめかす、のりかす、でんぶんかす、豆腐かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、油かす等
(17) 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
(18) 動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 13号廃棄物（施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	以上の産業廃棄物を処理するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固形化物 焼却灰の溶融固形化物

2 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものが「特別管理産業廃棄物」として定められています。

種 類	例
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類等でおおむね引火点70℃未満のもの
廃 酸	pH2.0以下の酸性廃液
廃 アルカリ	pH12.5以上のアルカリ廃液
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される使用済の注射針など感染性病原体を含むか、もしくは付着している産業廃棄物、またはそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等
	P C B 汚染物
	P C B 処理物
	廃 水 銀 等
	廃水銀等を処分するために処理したもの
	廃 石 綿 等
有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を基準値以上含んでいる燃え殻*、汚泥*、廃油*、廃酸*、廃アルカリ*、鉍さい、ばいじん*など（*印:排出源が限定されています）

（参照：施行令第1条、第2条の4）

産廃の定義は、排出者に業種指定があるので、理解するのに苦労するよ。
全く同じ性状のものでも一廃になったり産廃になったり……



“産業廃棄物でなければ一般廃棄物”

3 一般廃棄物

種 類	内 容
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって産業廃棄物以外のもの 例：事務所から出る紙くず、レストランから出る残飯、剪定枝、刈草など
家庭系一般廃棄物	一般家庭の日常生活に伴い生じた廃棄物、一般家屋の解体時に所有者等が残置した廃棄物
特別管理一般廃棄物	廃家電製品に含まれるPCB使用部品、ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん、感染性一般廃棄物など

特定有害産業廃棄物の判断基準

検定方法（濃度）		溶出試験（mg/L）		含有量試験（mg/L）	
有害物質	産業廃棄物	燃 え 殻 ば い じん 鉍 さ い	汚 泥	特定有害産業廃棄物を処分するために 処理したもの	
				廃酸、廃アルカリ 以外の場合	廃酸、廃アルカリ の場合
1	アルキル水銀化合物	不検出 ¹⁾²⁾	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾
	水銀又はその化合物	0.005 ²⁾	0.005	0.005	0.05
2	カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0.3
3	鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1
4	有機 ^{りん} 化合物	—	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	5
6	砒 ^び 素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1
7	シアン化合物	—	1	1	1
8	PCB	—	0.003	0.003	0.03
9	トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1
10	テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1
11	ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2
12	四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2
13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4
14	1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6
18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2
19	チウラム	—	0.06	0.06	0.6
20	シマジン	—	0.03	0.03	0.3
21	チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2
22	ベンゼン	—	0.1	0.1	1
23	セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1
24	1,4-ジオキサン	0.5 ³⁾	0.5	0.5	5
25	ダイオキシン類 ⁴⁾	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/L

注 1) アルキル水銀化合物の不検出とは、アルキル水銀化合物の検出限界0.0005mg/Lをいう。

2) ばいじん、鉍さいに適用。

3) ばいじんに適用。

4) ダイオキシン類は、鉍さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥及びその処理物に含まれる含有量を示す。

産業廃棄物の処理の流れ

1 廃棄物の処理責任

～事業系廃棄物の処理責任は事業者にあります～

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任は事業者が負わなくてはなりません。（法第3条）

(1) 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。（法第11条）

産業廃棄物を適正に処理するまでは、法令に定められた産業廃棄物保管基準に従って適正に保管しなければなりません。事業者が自ら処理しなければならないというのは、事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理できる能力のある許可業者等に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味します。

(2) 事業者が自ら処理する場合（法第12条、法第12条の2）

排出事業者が自ら処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物処理基準に従って、処理しなければなりません。また、産業廃棄物を適正に処理するまでは、法令に定められた産業廃棄物保管基準に従って適正に保管しなければなりません。

（主な産業廃棄物処理基準）

1. 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
2. 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
3. 産業廃棄物が地下に浸透しないようにすること。
4. 産業廃棄物の積替えや保管を行う場合は、周囲に囲いを設け、ねずみ・蚊・はえ等が発生しないようにすること。また、見やすいところに必要な事項を記載した掲示板を設置し、法令に定められた保管量、保管の高さを超えないこと。

その他

- ・事業場の外で建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管する場合の届出（300㎡以上の面積の保管場所に保管しようとする排出事業者）
- ・運搬時の書面の備え付け、運搬車外側に運搬車であることの表示
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（特別管理産業廃棄物を生ずる事業場）

(3) 処理を委託する場合（法第12条第5項、法第12条の2第5項）

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託して処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物委託基準に従って委託しなければなりません。

- ・委託廃棄物が業の許可範囲に含まれる業者への委託
- ・収集運搬業者、処分業者それぞれとの直接契約（二者間契約）
- ・書面による契約
- ・廃棄物に係る情報の書面での事前通知（特別管理産業廃棄物の委託時）

(4) 処理を委託する場合の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の規定（法第12条の3）

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、マニフェストを交付し、処理業者から送付されるマニフェストの写しで最終処分まで適正に処理されたことを確認しなければなりません。

(5) 委託廃棄物の処理の状況に関する確認と、処理が適正に行われるために必要な措置の実施努力の規定（法第12条第7項、法第12条の2第7項）

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

(6) 委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令（法第19条の5、19条の6）

委託契約に従った処理やマニフェストの管理が適切に行われなかったり、(5)の規定に違反し、注意義務を怠ったりすると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令の対象となることもあります。

(7) 多量排出事業者の規定（法第12条第9項・第10項、法第12条の2第10項・第11項）

前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）となる場合は多量排出事業者に該当し、処理計画を提出する必要があります。

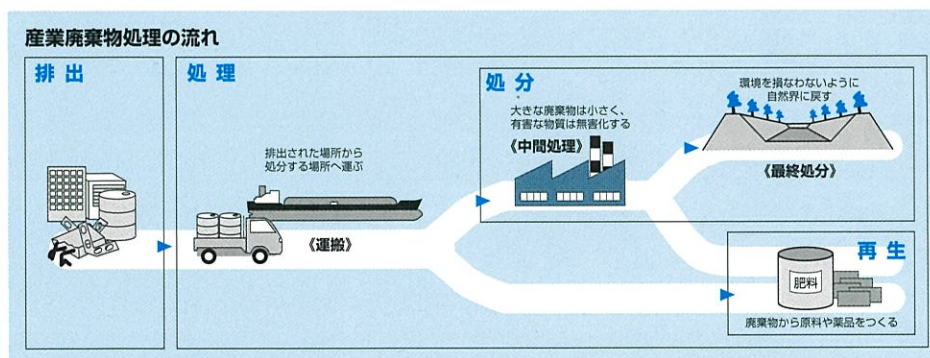
(8) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については元請業者を排出事業者とする規定（法第21条の3）

建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負った者（元請業者）が排出事業者となります。

〈産業廃棄物の処理体系〉

排出事業者自ら処理（自己処理） （処理基準の遵守）		処理業者への委託処理 （委託基準の遵守）	
運 搬	処 分	収集・運搬業者 （許可制）	処分業者 （許可制）

※ 排出事業者が自ら処理する場合 → 排出事業者は処理業許可不要。
一定規模以上の施設は設置許可が必要。



2 廃棄物を搬出するまでに

事業者は、物の製造・加工・販売等について、その製品、容器等が廃棄物となった場合に、適正な処理が困難になることがないようにしましょう。

資源を大切に！



(1) 分別

事業者は、廃棄物が発生した時点で、

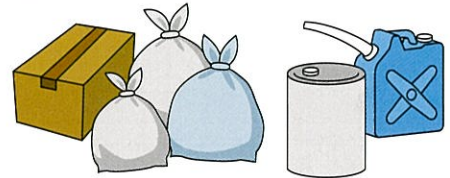
- ア 産業廃棄物
- イ 特別管理産業廃棄物
- ウ 事業系一般廃棄物

の3種類に分別して、さらに産業廃棄物などを種類別に分別してください。

また、処分先や処分の方法別に分別するだけでなく、再生利用できるものや売却できるものは、積極的に分別し、廃棄物の減量化を行ってください。

(2) 梱包

- ① 産業廃棄物等が飛散、流出しないように、また、悪臭が漏れないように、できるだけ梱包を行ってください。

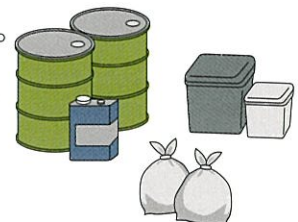


- ② 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。

ア 感染性産業廃棄物は、必ず、密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包してください。また、腐敗しやすい感染性産業廃棄物は、必要に応じて保冷容器等を用いて腐敗しないようにしてください。

イ 廃石綿等は、大気中に飛散しないよう、あらかじめ散水等による湿潤化を行い、耐水性の材料（厚さ0.15mm以上のプラスチック袋等）で二重に梱包してください。

ウ 廃油は、揮発しないようドラム缶等の密封容器に入れてください。



(3) 表示

特別管理産業廃棄物は、保管中、又は運搬過程での事故等を防止するため、取り扱う廃棄物の種類・数量・性状・荷姿及び取扱注意事項を容器に表示するか、又は、当該事項を記載した文書を収集運搬業者等に交付してください。

(4) 保 管

- ① 産業廃棄物等が事業場から搬出されるまでの間、分別した廃棄物ごとに保管を行ってください。

ア 関係者以外がみだりに立ち入ることができないよう、保管の場所の周囲に囲いを設けてください。(囲いは、廃棄物の荷重、風圧力、地震力等に対し、構造耐力上安全なものになければなりません。)

イ 保管の場所に掲示板を設置してください。

ウ 積上げ高さの制限（屋外で容器を用いずに保管する場合）

（ア）廃棄物が囲いに接しない場合

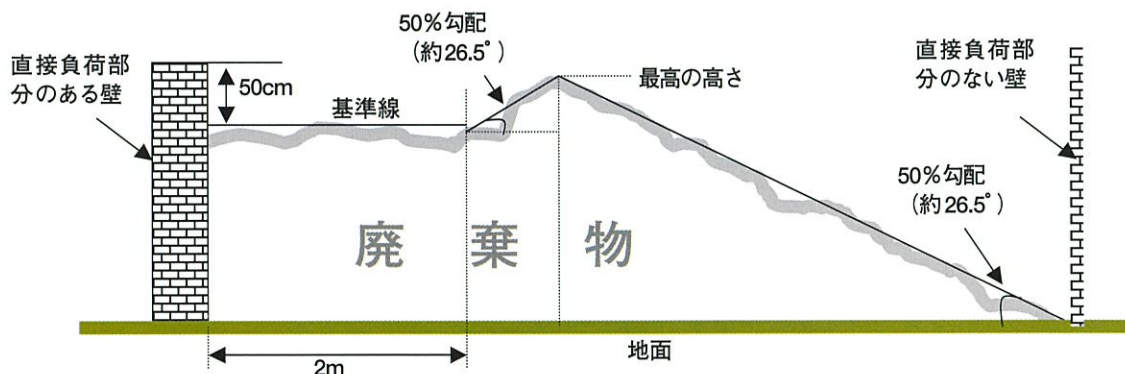
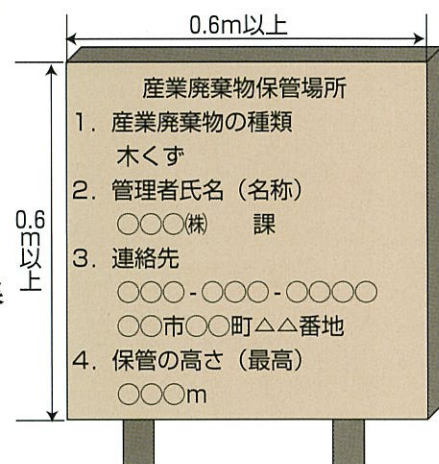
囲いの下端から勾配 50%（約26.5度）以下

（イ）廃棄物が囲いに接する場合

囲いの内側2mまでは、囲い高さより50cmの線以下

2mを超える内側は、2m線から勾配50%以下

掲 示 板（例）



エ 廃棄物が飛散・流出し、地下に浸透し、悪臭が発生しないようにしてください。

オ ねずみが生息し、及び蚊・はえ等の害虫が発生しないようにしてください。

- ② 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合は、①に加え次の事項についても必要な措置を講じてください。

ア 保管にあたっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切り等を設けてください。

イ 廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じてください。

（ア）廃油は、揮発しないよう容器に入れ密封し、高温にさらされないようにしてください。

（イ）腐敗するおそれのあるものは、冷蔵し容器に密封する等、腐敗防止に努めてください。